別記
様式第１号(第５条第１項)
（その１）

口 座 振 替 依 頼 書
自動払込利用申込書

平成　　年　　月　　日

取扱金融機関等

銀行･金庫　　本店･支店
組合･農協　　本所･支所　御中
ゆうちょ銀行　　本店・支店（　　郵便局）

納付義務者
住　　所
フリガナ
氏　　名　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生
電話番号

私は、下記により八街市に納付すべき市税等を口座振替（自動払込）の方法で納付したいので依頼します。

取扱店コード		受付店で必ず記入してください。	金融機関コード					支店コード										
口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	1 普通　2 当座　3 納税準備	口座番号															番
	ゆうちょ銀行	通常貯金	通帳記号						の	通帳番号 右からつめて記入ください。								
口座名義人		フリガナ																
		住　所	（郵便番号　　）															
		フリガナ																
		氏　名															届出印	

対象市税等（希望する番号を○で囲んでください。）	税目等			種別	税目等	種別
	1 市県民税（普通徴収分）	期別毎	全納	35	6 市営住宅駐車場使用料	30
	2 固定資産税・都市計画税	期別毎	全納	35	7 介護保険料	28
	3 軽自動車税			35	8 後期高齢者医療保険料	28
	4 国民健康保険税			35	9 下水道事業受益者負担金	
	5 市営住宅使用料			25		

送付先代表口座番号　00120-1-961082

ゆうちょ銀行 払込先口座番号			払込先 加入者名	千葉県八街市 会計管理者	契約種別コード	別掲	種目コード	166
	国民健康保険税	00120-1-961082 00190-3-961398						
	介護保険料	00120-9-961601						
	後期高齢者医療保険料	00120-0-962683						

取扱店日附印

振替(払込)希望開始時期	平成　　年　　月末の納期より	振替(払込)日	末日（１２月は２５日）※非営業日の場合は翌営業日

契約事項
(1) 私が八街市に納付すべき納付書が、貴行・局に送付されたときは、預貯金払戻請求書を提出いたしませんので、納付期限日に貴行・局において引き落とし納付してください。
(2) 引落の確認は、預貯金通帳の記帳で行いますので、領収書については発行されなくてもさしつかえありません。
(3) 預金口座の残高が所定の納付期日において納付金額に満たない場合は、当該納付書を八街市に返却されても異議ありません。
(4) 振替(払込)開始時期が希望どおりにならなくても異議ありません。
(5) この契約は、貴行・局あるいは私が解除の手続きをするまで継続してください。なお、貴行・局、八街市の都合により解除されても異議ありません。
(6) 本取り扱いについて、万一紛議が生じても、貴行・局の責によるものを除き、貴行・局に迷惑をかけません。
(7) 連続して1年以上振替不能の場合は、口座振替（自動払込）を解約されても異議ありません。
(8) 下水道事業受益者負担金については、ゆうちょ銀行は取扱いをしていません。
その他
(1) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

受付店 → ゆうちょ銀行 貯金事務センター　（金融機関保管）

合　議					課 長
国保担当	介護担当	住宅担当	後期担当	下水担当	

様式第２号(第５条第１項)

口 座 振 替 依 頼 書
自動払込受付通知書

平成　　年　　月　　日

八街市長　　様

納付義務者
住　　所
フリガナ
氏　　名　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生
電話番号

銀行･金庫　　本店･支店
組合･農協　　本所･支所　御中
ゆうちょ銀行　　本店・支店（　　郵便局）

私は、下記により八街市に納付すべき市税等を口座振替（自動払込）の方法で納付したいので依頼します。

取扱店コード	受付店で必ず記入してください。	金融機関コード		支店コード	
口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	1 普通　2 当座　3 納税準備	口座番号		番
	ゆうちょ銀行	通常貯金	通帳記号	の　通帳番号 右からつめて記入ください。	
口座名義人	フリガナ				
	住　所	(郵便番号　　)			
	フリガナ			届出印	
	氏　名				

対象市税等（希望する番号を○で囲んでください。）	税目等			種別	税目等	種別
	1	市県民税（普通徴収分）	期別毎　全納	35	6 市営住宅駐車場使用料	30
	2	固定資産税・都市計画税	期別毎　全納	35	7 介護保険料	28
	3	軽自動車税		35	8 後期高齢者医療保険料	28
	4	国民健康保険税		35	9 下水道事業受益者負担金	
	5	市営住宅使用料		25		

送付先代表口座番号　00120-1-961082

ゆうちょ銀行 払込先口座番号			払込先 加入者名	千葉県八街市 会計管理者	契約種別コード	別掲	種目コード	166
	国民健康保険税	00120-1-961082 00190-3-961398						
	介護保険料	00120-9-961601						
	後期高齢者医療保険料	00120-0-962683						

取扱店日附印

振替(払込)希望開始時期	平成　　年　　月末の納期より	振替(払込)日	末日(１２月は２５日) ※非営業日の場合は翌営業日

上記届出について確認し、承諾しました。　　平成　　年　　月　　日

（ゆうちょを除く）

金融機関名　　㊞

契約事項
(1) 私が八街市に納付すべき納付書が、貴行・局に送付されたときは、預貯金払戻請求書を提出いたしませんので、納付期限日に貴行・局において引き落とし納付してください。てもさしつかえありません。
(2) 引落の確認は、預貯金通帳の記帳で行いますので、領収書については発行されなくてもさしつかえありません。
(3) 預金口座の残高が所定の納付期日において納付金額に満たない場合は、当該納付書を八街市に返却されても異議ありません。
(4) 振替(払込)開始時期が希望どおりにならなくても異議ありません。
(5) この契約は、貴行・局あるいは私が解除の手続きをするまで継続してください。なお、貴行・局、八街市の都合により解除されても異議ありません。
(6) 本取り扱いについて、万一紛議が生じても、貴行・局の責によるものを除き、貴行・局に迷惑をかけません。
(7) 連続して1年以上振替不能の場合は、口座振替（自動払込）を解約されても異議ありません。
(8) 下水道事業受益者負担金については、ゆうちょ銀行は取扱いをしていません。

その他
(1) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

処理日	・　・	通知日	・　・
備考			

受付店 → ゆうちょ銀行 貯金事務センター → 八街市　（八街市保管）

様式第１号(第５条第１項)
（その２）

口 座 振 替 依 頼 書
自動払込利用申込書

平成　　年　　月　　日

取扱金融機関等

銀行･金庫　　本店･支店
組合･農協　　本所･支所　御中

ゆうちょ銀行　　本店・支店（　　郵便局）

納付義務者
住　　所
フリガナ
氏　　名　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生
電話番号

私は、下記により八街市に納付すべき市税等を口座振替（自動払込）の方法で納付したいので依頼します。

取扱店コード		受付店で必ず記入してください。	金融機関コード					支店コード								
口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	1 普通　2 当座　3 納税準備	口座番号												番	
	ゆうちょ銀行	通常貯金	通帳記号					の	通帳番号 右からつめて記入ください。							
口座名義人		フリガナ														
		住　所	（郵便番号　　）													
		フリガナ														
		氏　名												届出印		

対象市税等（希望する番号を○で囲んでください。）	税目等			種別	税目等	種別
	1 市県民税（普通徴収分）	期別毎	全納	35	6 市営住宅駐車場使用料	30
	2 固定資産税・都市計画税	期別毎	全納	35	7 介護保険料	28
	3 軽自動車税			35	8 後期高齢者医療保険料	28
	4 国民健康保険税			35	9 下水道事業受益者負担金	
	5 市営住宅使用料			25		

送付先代表口座番号　00120-1-961082

ゆうちょ銀行 払込先口座番号			払込先 加入者名	千葉県八街市 会計管理者	契約種別コード	別掲	種目コード	166
	国民健康保険税	00120-1-961082 00190-3-961398						
	介護保険料	00120-9-961601						
	後期高齢者医療保険料	00120-0-962683						

取扱店日附印

振替(払込)希望開始時期	平成　　年　　月末の納期より	振替(払込)日	末日（１２月は２５日） ※非営業日の場合は翌営業日

上記届出について確認し、承諾しました。　平成　　年　　月　　日

（ゆうちょを除く）

金融機関名　　㊞

契約事項
(1) 私が八街市に納付すべき納付書が、貴行・局に送付されたときは、預貯金払戻請求書を提出いたしませんので、納付期限日に貴行・局において引き落とし納付してください。
(2) 引落の確認は、預貯金通帳の記帳で行いますので、領収書については発行されなくてもさしつかえありません。
(3) 預金口座の残高が所定の納付期日において納付金額に満たない場合は、当該納付書を八街市に返却されても異議ありません。
(4) 振替(払込)開始時期が希望どおりにならなくても異議ありません。
(5) この契約は、貴行・局あるいは私が解除の手続きをするまで継続してください。なお、貴行・局、八街市の都合により解除されても異議ありません。
(6) 本取り扱いについて、万一紛議が生じても、貴行・局の責によるものを除き、貴行・局に迷惑をかけません。
(7) 連続して1年以上振替不能の場合は、口座振替（自動払込）を解約されても異議ありません。
(8) 下水道事業受益者負担金については、ゆうちょ銀行は取扱いをしていません。

その他
(1) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

（納付者保管）